

秋の全国交通安全運動

ルールを守って事故防止

秋の全国交通安全運動が9月21日(土)～30日(月)に実施されます。重点目標は次の通りです。

○子どもと高齢者の安全な通行の確保

○高齢運転者の交通事故防止
○夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車乗用中の交通事故防止

○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
○飲酒運転の根絶

一人一人が交通ルールを守り、思いやりのある運転を心掛けることが大切です。家族で交通安全について話し合ってみましょう。

また、秋の全国安全運動の一環として、交通安全について考えてもらうイベントなどを開催します。

ふれあいフェスタIN成田

日時 9月25日(水) 午前10時～正午

会場 国際文化会館

内容 Ⅱ マスコットキャラクターに

よる交通安全教室、県警察音楽隊の演奏と三里塚幼稚園の園児による合唱、白バイ・パトカーなどの警察車両展示など

交通安全ポスター展

小中学生が描いた交通安全ポスターの入賞作品を展示します。

期間 9月21日(土)～30日(月)

会場 Ⅱ イオンモール成田2階イオンホール

※くわしくは交通防犯課 ☎ 20・1527へ。ふれあいフェスタIN成田については成田警察署 ☎ 27・0110へ。

小学校入学予定児の健康診断

新1年生になる前に

市では、令和2年4月に小学校へ入学する子どもを対象に、10月1日(火)から健康診断を実施します。対象者には8月末に通知を発送

しましたので、届いていない人は教育指導課 ☎ 20・1582へ連絡してください。当日は保護者などが付き添いの上、受診してください。

内容 Ⅱ 内科・歯科検診、視力・聴力・面接検査など

※くわしくは教育指導課へ。

財政指標の公表

健全性を保持

平成30年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します(下表)。

この指標は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政が悪化した場合に早期に是正することを目的に設けられています。早期健全化基準を超えると、財政健全化計画を策定するなど、財政運営上の制約を受けることになります。

本市は、どの指標も早期健全化基準を下回り、財政の健全性が確保されています。

財政指標の概要

○実質赤字比率：一般会計などを

健全化判断比率

(単位：%)

財政指標の名称	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.50	20.00
連結実質赤字比率	—	16.50	30.00
実質公債費比率	6.7	25.0	35.0
将来負担比率	76.0	350.0	

※「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、黒字の場合は「-」の表記

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0
公設地方卸売市場特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

※資金不足とならない場合は「-」の表記

対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
○連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字または資金不足額の標準財政規模に対する比率
○実質公債費比率：一般会計などが負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率
○将来負担比率：一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に

対する比率
○資金不足比率：公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率
標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示します。
平成30年度決算の概要は、広報なりた12月1日号に掲載する予定です。
※くわしくは財政課 ☎ 20・1512へ。

市立学校の教科書

令和2年度分が決定

市立学校で使用される教科書について、中学校では令和元年度と同じものを使用します。小学校は次の教科書に決まりました。

種目と発行者 国語・教育出版、書写・教育出版、社会・東京書籍、地図・東京書籍、算数・東京書籍、理科・大日本図書、生活・大日本図書、音楽・教育出版、図画工作・開隆堂出版、家庭・開隆堂出版、保健・大日本図書、英語・教育出版、道徳・教育出版

また、小中学校や義務教育学校の特別支援学級で、一人一人の障がい状況に応じて教科書として使用できる一般図書は、県教育委員会の候補図書の中から119冊

が選ばれました。

※くわしくは学務課(☎20・1581)へ。

ごみ減量器具設置費補助金

購入前に申請を

市では、ごみ減量器具を購入する人に補助金を交付しています。必ず購入前に申請してください。

補助額 購入額の2分の1(100円未満の端数切り捨て)。上限は生ごみ処理容器1、500円・コンポスト容器5、000円・機械式生ごみ処理機5万円

申請・購入方法 クリーン推進課(市役所5階または市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page115800.html))にある申込書に必要事項を書いて、直接または郵送で

同課(〒286・8585 花崎町760)へ。後日郵送される購入券を持って市の認定を受けた販売店へ

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

指定学校変更・区域外就学

申請は期限内に

市立学校の通学区域(学区)は、住所地で定められていて、自由に学校を選択することはできません。ただし、事情があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合には保護者の申し出により指定学校変更や区域外就学が認められることがあります。

指定学校変更 市内に住む児童・生徒に対して定められた学区以外の市立学校への通学を認める

区域外就学 市外に住む児童・生徒に対して市立学校への通学を認める

令和2年度からこれらの制度の利用を希望する人は、11月29日(金)までに学務課(市役所5階)で手続きしてください。部活動を理由とした指定学校変更の希望は9月30日(月)までとなります。なお、成田中学校では、部活動や通学距離を理由とする令和2年度の指定学校変更を受け付けていません。

※くわしくは学務課(☎20・1581)へ。

イノシシ対策一斉刈払い

被害を抑えるために

県では9月28日(土)～11月3日(日)・祝をイノシシ対策一斉刈払い期間とし、イノシシによる農作物被害を減らすための啓発などを行っています。過去1年以上耕作されず、今後数年の間に耕作する予定がない農地である耕作放棄地は、イノシシのすみかとなる恐れがあります。定期的に草刈りを行うなど適切な管理をしましょう。

※くわしくは県印旛農業事務所企画振興課(☎043・483・1229)へ。

景観法・景観条例

手続きが必要ですが

良好な景観を保全していくために、建物を建てる場合などは景観への配慮が求められます。一定規模を超える大きさの建物の新築や改築などをする場合は、事前に景観法・景観条例による手続きが必要です。

対象 高さ13メートルを超える建物や延べ面積が1,000平方メートル以上の建物の建築行為・色彩変更など

※景観形成重点地区(成田山新勝寺表参道周辺地区)は対象規模が異なります。くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

今月の納期限

9月30日(月)

- ①国民健康保険税(第3期)
- ②後期高齢者医療保険料(第3期)
- ③介護保険料(第3期)

※くわしくは①納税課(☎20-1519)、②保険年金課(☎20-1526)、③介護保険課(☎20-1545)へ。

市長日誌

8月16日～31日

- 16日 知事と市町村長との意見交換会
- 17日 パラスポーツ体験会
- 19日 いずみ聖地公園慰霊祭
中学生議会
- 20日 梶真拓選手全国小学生陸上競技交流大会優勝報告
- 21日 2019NARITA少年の翼出発式
世界連邦宣言自治体全国協議会理事会・総会・講演会
- 23日 成田山みたま祭り盆踊り大会
- 24日 成田ふるさとまつり2019
西中学校陸上競技部・水泳部・柔道部・卓球部、中台中学校陸上競技部、成田高校附属中学校陸上競技部 全国・関東大会出場選手報告会
- 28日 シルバーいきいき作品展表彰式
定例記者会見
HC千葉Jr女子チーム全国中学生ハンドボールクラブチームカップ優勝報告
- 30日 9月定例市議会開会(～9月26日)



中学生議会で(20日)

自治会への加入

地域のつながりを大切に



私たちが安全・安心に暮らしていくためには、地域の人々との助け合いが大切です。特に災害時は区や自治会は頼りになる存在の一つといえます。また、子どもや高齢者を地域の目で見守ることは、防犯上、大きな力を発揮します。区や自治会は防犯灯やごみ集積所の管理など、私たちの生活の身近な所でさまざまな活動をしています。日頃から近所との連携意識を高めて、困ったときお互いが助け合える地域のつながりを築いていきましょう。

「どの区に入ればいいのか分からない」「新しく自治会を設立した

い」などの質問や相談などは、市民協働課(☎20・1507)へ問い合わせてください。

※くわしくは同課へ。

し尿のくみ取り手数料

口座振替が便利で確実

し尿のくみ取り手数料の支払いは、便利な口座振替の利用をお勧めします。口座振替を希望する人は、納入通知書・預金通帳・届け出印を持って、指定金融機関や郵便局で手続きしてください。また利用の際は、振替時の残高不足に注意してください。

こんなときは連絡を

初めてくみ取り依頼をするとき、引越などくみ取りが必要・不要になったとき、預金者の名義や金融機関、世帯主を変更したときなどは環境衛生課(☎20・1531)に連絡してください。

※くわしくは同課へ。

10月1日は「法の日」

各種無料相談会を開催

10月1日の「法の日」にちなんで、無料相談会が行われます。

で、無料相談会が行われます。

司法書士相談

日時と会場 10月3日(木) 午前10時～午後3時・市役所2階201会議室

内容 不動産・法人の登記、簡易裁判所訴訟、自己破産、債務整理、成年後見など

問い合わせ先 千葉司法書士会 佐倉支部・菊池さん(☎043・235・7687)

行政書士相談(予約制)

日時と会場 10月8日(火) 午後1時～4時・市役所2階201会議室

内容 遺言・相続、許可・認可・登録申請、契約、届出書類の作成など

問い合わせ先 千葉県行政書士会 印旛支部・作田さん(☎23・3286)

※電話での相談はできません。くわしくは各問い合わせ先へ。

雇用促進奨励金

事業主を対象に

市では、障がい者や高齢者などを雇用した事業主に奨励金を支給しています。

対象 市内に事業所があり、次のいずれかに当てはまる市内在住の人を常用労働者として雇用した事業主(①～④は公共職業安定所の紹介で雇用した場合に限る)

- ① 55～64歳の人
- ② 障がいのある人
- ③ 20歳未満の子や障がいのある子を扶養する母子家庭の母と父子家庭の父
- ④ 精神・身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている

る配偶者を扶養する人

- ⑤ 自己の事業所(定年を60歳以上に定めている事業所に限る)に10年以上勤務した定年退職者
- 奨励金の額(1人当たり) 1ヵ月額1万7,000円(重度の障がいのある人は2万2,000円)
- 助成期間 雇用した翌月から12ヵ月(重度の障がいのある人は18ヵ月)
- 申請期間 9月17日(火)～30日(月)
- ※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

放射線量測定結果

8月に測定した次の場所は、放射線量が除染目標値(0.23マイクロシーベルト/時)以下でした。

測定場所 = 市役所、下総・大栄支所、大清水大気測定局(遠山中敷地内)、幡谷大気測定局(久住体育館隣)

※詳細は、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page113900.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

農産物などの放射性物質検査の結果

8月に検査した次の品目は、放射性物質が基準値以下でした。

検査品目 = 米、葉ショウガ

※詳細は、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page164300.html>)に掲載しています。くわしくは農政課(☎20-1541)へ。